

石川働き方改革推進支援センターのご案内

石川働き方改革推進支援センターでは、石川労働局からの委託を受けて、働き方改革の対応に向けた相談支援を無料で実施しております。

忙しくて相談に行く暇がない…そんな場合でも大丈夫！

◆ 社会保険労務士等の専門家が事業所に訪問し、労務管理上の疑問点をお聞きし、最大5回まで支援を行っています。

無 料

◆ 管理職向け等の企業内セミナーの講師派遣もご相談下さい。

働き方改革に取り組むに当たり、
以下の対応はお済みですか!?

1 有給休暇年5日取得

2 時間外労働の上限規制

3 同一労働 同一賃金

サポート事例

**無料で
サポート**

【ご相談内容】
現行の就業規則
が実態と合っ
ていない。

【支援内容】

- 就業規則の改正事項を記載例を示しながら改正まで支援を実施。
- 併せて36協定の新様式の策定支援や活用できる助成金をご案内。

【ご相談内容】
同一労働同一賃
金の対応に向け
て、現在の状況
に問題がないか
確認してほしい。

【支援内容】

- 「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等を使い、点検・確認。
- 確認の結果、不合理でないと言えない待遇があった。施行までに対応を実施



<働き方改革>
応援団長 松木安太郎

サポート事例の詳細は
「働き改革特設サイト」へ



ご相談窓口

石川働き方改革推進支援センター フリーダイヤル ☎ 0120-319-339



石川働き方改革推進支援センター

所在地

金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3F
一般社団法人 石川県経営者協会内

連絡先

☎ 0120-319-339 (フリーダイヤル)
✉ roudou@ishikawakeikyo.or.jp

まず
電話

HP

<http://www.ishikawakeikyo.or.jp>



<働き方改革>
チアリーダー 村山輝星

相談日時

平日 9時 ~ 17時まで

石川働き方改革推進支援センター
企業への訪問相談／社内セミナー開催 FAX申込書

FAX : 076-231-0228

(申込書受領後、訪問日時等のご相談の連絡をいたします)

貴社名		ご担当者	
部署		TEL	
所在地		FAX	

☐ 【訪問相談の希望】

第1希望： 月 日 (曜日) 午前・午後

第2希望： 月 日 (曜日) 午前・午後

第3希望： 月 日 (曜日) 午前・午後

☐ 【社内セミナー開催】

セミナー講師派遣希望

開催希望日：

月 日頃

【相談内容】

☐ 働き方改革関連法の説明

☐ 労働時間関係

☐ 年次有給休暇

☐ 同一労働同一賃金

☐ 人手不足関係

☐ 助成金関係

☐ その他

(具体的な相談内容をお書きください)

「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

コース区分	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円未満】 4 / 5 ^(※2) 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 ^(※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 ^(※1)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		

上記のコースは令和2年度第3次補正予算案に基づく措置であり、予算の成立が条件となります。

令和2年度の25円・60円・90円の3コースは令和3年1月29日で受付を終了します。

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年1月現在）
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご注意頂きたい事項

- ◆ 助成金の支給は令和2年度第3次補正予算の成立が条件となります。
- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

【参考：令和3年度の業務改善助成金について（予定）】

コース区分	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1人	20万円	以下の2つの要件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10
	2～3人	30万円		
	4～6人	50万円		
	7人以上	70万円		
30円コース	1人	30万円		【事業場内最低賃金 900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円		
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

（※）上記コースは、令和3年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。

働き方改革セミナー受講アンケート

セミナー終了後回収いたしますので、お帰りまでにご記入をお願いいたします。

受講日： 年 月 日

業種： _____

資本金： _____ 円 従業員数： _____ 名 （概数で可）

記入された方の該当するものに○をして下さい。

経営者・人事、総務部門・社会保険労務士等の専門家
その他（ ）

1. 本セミナー受講の満足度はいかがですか。

☐1)大変良かった ☐2)良かった ☐3)普通 ☐4)良くなかった

2. 本セミナー受講が御社の課題解決に役立ちましたか。

☐1)役に立った ☐2)まあまあ役に立った
☐3)あまり役に立たない ☐4)まったく役に立たない

上記 1. 2. の選択理由等をご記入ください

3. 当センターではセミナーや相談会のほか、企業訪問による相談や改善提案等の支援も無料で行っています。（日時のご相談の上で派遣アドバイザーがご訪問いたします）

☐1)訪問支援を希望する ☐2)希望しない

※ 1) 訪問支援を希望する、と回答された方は以下にご連絡先をお書きください。

非公表

貴社名： _____ TEL： _____

部署／役職： _____ ご担当者： _____

メールアドレス： _____

課題や相談したい事柄をお書きください。

↓↓ うら面に続きます

☐1)知っていた ☐2)知らなかった

□1)対応することは可能 (→7へ) □2)対応には課題がある (→6へ)

□1) 何が不合理な待遇差なのか分からない □2) 待遇差の理由について説明が難しい
□3) 人件費が増加する □4) どのように取組を行えば良いか分からない
□5) 社内風土や文化を改善する必要がある □6) 制度の詳細がまだ理解できていない

□1) 知っていた ($\rightarrow 8\wedge$) □2) 知らなかった ($\rightarrow 9\wedge$)

□1)商工団体 (いずれかに○ 商工会議所・商工会・中小企業団体中央会

その他()

☐2) センターHP
 ☐3) 厚生労働省 HP
 ☐4) 労働局 HP
 ☐5) 労働基準監督署
☐6) ハローワーク
 ☐7) SNS
 ☐8) 知人・取引先企業
☐9) その他()

☐1)法改正等の内容を説明した HP の公開や資料の配布

☐2)他社の取組事例の収集と紹介 ☐3)法改正等の内容を解説するセミナー開催

☐4)働き方改革を進める上で使える助成金の紹介

☐5)法改正の内容を問い合わせたり、自社の状況を相談できる電話等窓口の設置

☐6)自社の状況の改善に向けてアドバイスをする専門家の派遣

☐7)その他()

石川働き方改革推進支援センター